

人権方針

・人権に対する基本的な考え方

当社グループは、「...planning the Future ～人を活かし、未来を創造する～」を理念に掲げ、「保育」・「人材」・「介護」分野における事業会社を中核に、世代・国籍・経歴を問わず、“人”を軸に事業を展開してまいりました。各事業の推進を通して社会課題を解決し続けるため、すべての人が生まれながらにして持つ基本的な権利である人権を尊重する責任を果たします。

・ライクグループが重要と考える人権課題

■ 差別

出生地、年齢、国籍、人種、皮膚の色、民族、家系、婚姻の有無、信条、宗教、性別、性的指向、性自認、障がい、持病・既往症、貧困、その他個人的な特性に基づいた差別を行いません。

■ 強制的な労働

本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働、不当な拘束手段を用いた労働強要等を認めず、当社グループの事業活動において強制労働を禁止します。

■ 児童労働

児童労働を認めず、法に定められた最低就業年齢を守ります。また、18歳未満の者を、危険有害労働に従事させません。

■ 外国人労働者の権利

外国人であることを理由に賃金、労働時間その他の労働条件において差別的な扱いをしません。

・人権デュー・ディリジェンス

人権デュー・ディリジェンスを実施することで、事業活動による人権面での負の影響を特定、評価、防止、軽減することに努めます。また、ステークホルダーと適切なタイミングで事業活動に関連する人権課題を共有し、その改善・解決に努めます。

・救済措置

当社グループが、人権に対する負の影響を引き起こしたと、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて、その救済に取り組みます。

・ステークホルダーとの対話や協議

人権に対する潜在的および実際の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

・情報開示

人権尊重の取り組みについて、当社のウェブサイト等で情報を公開します。

・教育・研修

本方針が効果的に実行されるよう、当社グループのすべての役員および社員に対して、適切な教育・研修を行います。

・適用範囲

本方針は、当社グループのすべての役員および社員に適用されます。